平成２８年（フ）第１１０号
福岡県行橋市南大橋１丁目８番２－231号桜町団地231号
債務者　武井　朱実（旧姓宮西）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第４６４号
岡山市北区田中106番地106モデラートパートⅡ　A102、旧住所徳島県板野郡藍住町矢上字原263番地236ＰＡＬＡＳＴ102号
債務者　漆原　愛弥（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２５２号
東京都稲城市矢野口358番地の１グランディオＳＫ411号室
債務者　小森　靖之
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２２号
東京都八王子市大和田町５丁目25番４号剣荘１号
債務者　高柳　　栄
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２２２号
東京都東村山市富士見町３丁目８番地20メゾンヴェール203
債務者　新倉　譲治
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２３８号
東京都八王子市川口町1679番地10
債務者　長澤　知美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３号
東京都西東京市南町４丁目５番５－103号
債務者　佐藤　裕介
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５１４号
静岡県御前崎市下朝比奈1503番地
債務者　小野　敦彦
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５４１号
静岡県浜松市中区富塚町2132番地の52
債務者　村木　芳彦
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
栃木県足利市県町1652番地
債務者　金井　幸雄
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第２６９４号
横浜市港北区下田町２丁目７番26号　暖丘亭101
債務者　白石めぐみ
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５７８号
横浜市金沢区六浦南２丁目28番20号　ホワイトハイム102
債務者　岡本　龍也
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８号
横浜市都筑区池辺町3508番地１　エヌズビル３Ｆ47号
債務者　早川　衆尽
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８１号
沖縄県沖縄市美里仲原町30番７号　グレースコートＫ202
債務者　翁長　夢子（旧姓田里）
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１９３号
沖縄県宜野湾市愛知２丁目２番１－415号県営愛知高層住宅
債務者　友寄　麻樹
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部